



待機児童対策事業補助金について



蔵王町内の認可外保育施設を利用する方へ

蔵王町では、令和4年4月から、待機児童対策として、保育の必要性があり、住民税課税世帯の幼児保育無償化（国制度）対象外の家庭を支援するため、待機児童対策事業補助金を創設しました。

※町の待機児童ではないお子さんについても保育の必要性があり、住民税課税世帯の方はこの補助金の対象になります。

対 象

- ① 保護者及び児童が蔵王町に住所を有し、蔵王町の住民基本台帳に記録されていること
- ② 蔵王町にある認可外保育施設に児童※¹を入所させ、年または月を単位として契約を締結している者
- ③ 保育の必要性がある者（裏面参照）
- ④ 住民税課税世帯であること
- ⑤ 町税等を滞納していないこと

※¹：令和7年度対象児童（町のこども園に入所できる年齢のお子さん）

令和4年4月2日～令和7年4月1日生まれまでで、かつ、6か月を経過したお子さん（利用月初日で6か月に達している必要があります）から対象。

補助金額

保護者が認可外保育施設に支払った保育料の月額（42,000円上限）と蔵王町公立保育所保育料（月額）との差額

※蔵王町公立保育所保育料は保護者の住民税で決定します。

申請に必要な書類

- 1 蔵王町待機児童対策事業補助金認定申請書（様式第1号）
- 2 保育の必要性を証明する書類（就労証明書・求職活動申立書・疾病申立書など）
両親分
- 3 市町村民税課税証明書（令和6年1月1日時点で町内に住民票がある方は不要。
9月以降入所の時は令和7年1月1日時点。）
- 4 その他（同居家族に身体障害者手帳や療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方はその写し）

申請時期について

必ず施設利用日より前に申請ください。

利用開始日以降に申請した場合は翌日から補助対象とします

提出先

蔵王町役場子育て支援課（役場庁舎北側 地域福祉センター内）



認定（不認定）のお知らせ

申請書を受理後、内容を審査し、郵便で認定（不認定）通知書を送付いたします。
こちらに認定期間や町保育料等を記載します。

請求について

保育料は認可外保育施設に支払いいただき、後日、町へ請求していただきます。
（2月に1回、後日案内いたします。）

現況届

8月に現況届を提出していただきます。

就労証明書等を提出していただき、保育の必要性の確認や、課税状況を確認し、9月以降の町保育料を決定します。住民税非課税世帯に変更になった場合は、この補助金の対象ではなくなります（国制度の申請の案内を行います）。

変更申請

申請の内容に変更がある場合は速やかに変更申請書を提出していただく必要があります。（仕事を辞めた・仕事が見つかった・疾病が治った等）

「保育の必要性」の事由は、下記の項目に該当している保護者となります。

1	就 労	1か月当たり64時間以上の就労
2	妊娠・出産	妊娠中であるか、出産後まもないこと（産前産後8週）
3	疾病・障害	保護者の疾病、障がい
4	介 護 等	常時、同居又は長期入院等している親族の介護・看護
5	災 害 復 旧	震災等の災害復旧に当たっていること。
6	求 職 活 動	求職活動（起業準備を含む）を継続的に行っていること（90日）
7	就 学	学校（職業訓練校等を含む）に在学していること
8	虐待・DV	虐待やDVのおそれがあること
9	育 休 継 続	育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること